

令和5年度 加須市立樋遣川小学校

いじめ防止等のための基本的な方針

令和5年度 加須市立樋遣川小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

< 目次 >

はじめに	・・・・・・・・	3
1 いじめの問題に関する基本的な事項	・・・・・・・・	3
2 いじめの未然防止のための取組	・・・・・・・・	4
3 いじめの早期発見のための取組	・・・・・・・・	6
4 いじめの早期解決のための取組	・・・・・・・・	7
5 学校におけるいじめ防止等のための組織の設置	・・・・・・・・	9
6 重大事態への対応	・・・・・・・・	10

はじめに

学校教育目標

夢を育み 未来を拓く 樋遣っ子
・本気で学ぶ子 ・元気にやりぬく子 ・仲良く助け合う子

本校の学区は、昔から近隣と協調し合いながら生活するなど大変団結力の強い地域である。本校の児童の家庭は、三世代の同居も珍しくない。そのため、家庭や地域の教育力が比較的高く、穏やかな児童が多い。全学年を通して、暴力行為等の生徒指導上の諸問題が起こることは少ない。

児童数は、現在（令和5年度）は101名と減少傾向にある。住宅地として開発が進められてきた比較的新しい地区と、田や畑が広がる地区が混在し、それらが地域の特色をつくり上げている。今後も地域や家庭の実態を把握し、全ての児童が明るい学校生活を送れるように、以下の取組を行う。

※樋遣川小学校いじめ防止等のための基本的な方針（以下「樋遣川小学校基本方針」）は、「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、加須市基本方針）に基づき、加須市（以下、市）・学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携し、一体となっていじめの問題の克服のために取り組むことを目的として、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めるものである。

1 いじめの問題に関する基本的な事項

（1）いじめの定義 いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的には、以下のようなものがある。

- ①冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団で無視をされる。
- ③ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことをされたり、させられたりする。
- ⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（2）いじめに対する基本認識

児童のいじめを防止するためには、大人一人一人が次のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- いじめは絶対に許されない。
- いじめは卑怯な行為である。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる。
- いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくい。

(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは全ての児童に関係する問題である。また、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう以下の点を重視して行う。

- 全ての児童が安心して学校生活を送れるようにするため、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて全ての児童と大人が認識できるようにすること。
- いじめ防止等について児童が主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意し、児童がいじめの問題を自ら解決していこうとする態度を育成すること。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他関係者の連携・協働の下、いじめの問題の克服を目指すこと。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。また、教職員をはじめとする大人たちが、いじめに至るささいな兆候を見逃さず、早い段階から児童に関わる体勢を整えておくことが重要である。さらに、仮にいじめが確認されたときには、いじめを受けた児童の生命及び心身の保護を第一に考え、いじめの解消のために迅速に対応する必要がある。

本校では、これらの基本的な考え方及びいじめに関する基本認識に基づき、いじめの問題の克服のために、「未然防止」、「早期発見」、「早期解消」の3つの視点でいじめ防止等のための対策を講じる。加須市が設定している「いじめ撲滅期間」を、本校においても「いじめ防止集中取組期間」として特設の取組を行う。

1 学期	5 月 1 日から	5 月 1 0 日まで	
2 学期	1 1 月 1 日から	1 1 月 1 0 日まで	
3 学期	2 月 1 日から	2 月 1 0 日まで	年間 3 0 日

2 いじめの未然防止のための取組

いじめの問題を未然に防止するためには、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは絶対に許されない」という意識をもたせ、学校や学級にいじめを生まない土壌をつくる必要がある。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

(1) 児童生徒の社会性や規範意識の向上

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図るとともに、教職員が、児童生徒に対して日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは許されない」と感じられる雰囲気や学校全体に醸成する等、児童の社会性や規範意識の向上を図る取組を推進する。

- いじめを許さない学級の雰囲気をつくるために、いじめ防止集中取組期間では、「いじめをしない、させない、ゆるさない」ということを朝の会等で話題にする。
- 豊かな心の交流が出来るようにするため、学年毎に親子で朝のあいさつ運動を行う。
- 毎月の生活目標を徹底し、月末に達成度を評価する。
- 学校評価に「規範意識」に関する項目を設け、家庭・地域と連携した取組を展開するとともに、家庭・地域と一体となって児童の変容を評価する。

(2) 道徳教育・人権教育等の充実

児童生徒の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認める等、互いの人格を尊重する態度を養うため、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、読書活動・体験活動等を推進する。

- ボランティア活動や集団的な活動等の体験活動を生かし、自らの生き方について自覚を深めることができる道徳の授業を展開する。
- 「彩の国の道徳 学級づくりの羅針盤 ～いま、道徳が「いじめ問題」にできること～」の活用を年間指導計画に位置付け、児童の発達の段階に応じた効果的な授業を実践する。

(3) 児童生徒理解の深化

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、人間関係を把握し児童生徒一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりとともに、児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、適切に対処できる力の育成を図る。さらに、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導にあたる。

○児童の心の変化を把握し、早期から対応ができるよう、学校生活アンケート「心の信号機」を実施することで、教職員が児童の悩みを把握し解消に努める。

(4) 児童生徒の居場所づくりの推進

全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を提供する。学校においては、また、体験活動等の充実を図り、児童に自信を持たせる活動や居場所づくりを推進し、自尊感情や自己肯定感を高める取組を推進する。さらに、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、大人から認められているという思いが得られるよう工夫するなど、家庭や地域での居場所づくりを推進する。

- 学校行事等を実施する際に、児童に自分の目標を設定させるとともに、その達成を評価・称賛する。
- 学校に限らず、地域の活動における活躍や善行について、全校集会等で積極的に称賛する。
- 地域の教育力を活用した体験活動を計画的に実施するとともに、その成果が日常の生活に発展するよう工夫する。

<戸川保育園との交流活動>

- ・ 1、2年生（生活科） 1、2月（三世代交流）

<福祉体験活動>

- ・ 4年生

障害のある人の思いを学ぶ学習会の実施

(5) 児童生徒自らがいじめについて学べる取組の推進

児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、解決の方法を考えて、いじめの防止を訴える取組を推進する。

○あいさつ運動日を設け、登校時や校内のあいさつについてお互いに確認する。

○異学年の縦割り班活動を積極的に行い、よりよい人間関係づくりに資する取組を行う。

(6) インターネット等を通じて行われるいじめの防止等と対応

インターネット等を通じて行われるいわゆる「ネットいじめ」を防止するために、児童及び保護者に対して未然防止に重きを置いた組織的かつ積極的な指導が必要である。自校のスマートフォンや携帯端末の利用状況をアンケート調査で把握し、保護者へ啓発や必要な情報提供を行う。(パソコンやスマートフォン利用の際のルール作り、フィルタリング設定等) また、児童に対しては、道徳の時間を中心にした心の教育の充実や情報モラル教育を意図的・計画的に位置付けて指導を行っていく。

インターネットを通して発信された情報は、その匿名性から誹謗・中傷の書き込みが容易に行われ、一度流出した個人情報や情報は回収が困難で悪用される可能性がある。そのことを児童に理解させ、適切な対応ができる実践力を養うため、5、6年生を対象にした情報モラル教室を実施する。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめの問題を早期に発見するためには、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめの問題の解決に向けた速やかな対応ができることが重要である。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

(1) 定期的なアンケートの実施

いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるため、当該学校に在籍する児童生徒を対象に定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

○6月、11月、2月に実施し、悩みの解消を図って長期休業を迎えるようにする。また、学期末の学級懇談会や、6月の教育相談では必要に応じて保護者に状況を報告し解消を図る。

(2) 日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握

教職員と児童生徒の間で日常行われている会話や連絡帳のやりとり等を活用して交友関係や悩みを把握したり、教育相談の機会を活用したりするなど、生活の中でいじめの兆候を把握できるように取組を工夫する。また、毎学期、児童アンケート「心の信号機」を実施し、声にできない児童の悩みや困り感を教職員が定期的に把握できるようにする。これらにより、集まったいじめに関する情報については、学校の教職員全体で共有できるようにする。

○教育相談、個人面談、定期的なアンケート調査等で得たいじめに係る情報は、「生徒指導委員会」で整理し、職員全体へ周知し、即時に対応する。

○児童生徒の心理的な変化や動揺を見抜く目をもつ。

- ・児童生徒の表情や態度、授業中の発問に対する答え方の変化、何かを気にしているような態度が見られる等ささいなことを見逃さない観察眼をもつ。
- ・休み時間や清掃の時間、給食の時間等、児童生徒を観察する場と時間を確保する。

(3) いじめに係る相談体制の整備

保健室や加須市教育センター教育相談窓口、電話相談窓口等について広く周知し、児童生徒及びその保護者が、いじめに関して相談できる体制を整備する。なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱うようにする。

○教育相談ファイルを作成し、教育相談に係る情報の一元化を図る。

○教育相談日は次のとおり。

- | | |
|------------|----------------|
| 4月・7月：学級懇談 | 6月：教育相談日（個別面談） |
| 7月：表札訪問 | 12月：学級懇談 |
| 2月：学級懇談 | |

(4) 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや学校応援団、地域のスポーツ少年団等との連携・協働する体制の構築を図る。

○「学校だより」を通して、保護者や地域の方に、いじめ問題の克服のための取組を周知するとともに、いきいきステーション会議、教育推進会議、学校評議員会等においてもいじめに係る情報を収集・提供する。

(5) 情報モラル教育の推進

スマートフォンやSNSを利用したいじめなどについて、児童生徒への情報モラル教育を進めるとともに、保護者への理解を求め、早期発見に努めるようにする。

4 いじめの早期解決のための取組

いじめを早期に解消するためには、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して適切な指導をするなど、学校全体で組織的な対応をすることが重要である。また、家庭への連絡や教育委員会への報告を行うとともに、いじめ再発防止に向けて実践計画を立て、継続的に児童やその集団を見守る必要がある。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

(1) 児童等からいじめに係る相談を受けた際の安全確保

児童や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合は、事実関係を確認し、兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

○いじめの事実確認においては、迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応する。

○いじめられた児童に対応する場合は、児童の心情に配慮し、他の児童の目に触れないような時間や場所を選ぶ。

・児童生徒との話合いや対応の内容は記録しておく。

○いじめを認知した場合は、登下校時や休み時間等を含め、関係する児童の動向を常に把握できる体制を取る。

(2) 教育委員会への報告及び被害・加害児童の保護者への連絡等

発見・通報を受けた教職員は、「法第22条」に規定された「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を提供し、教職員全員で共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどしていじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察署等に通報し、適切に援助を求める。

○いじめに係る情報を得た場合は、その日のうちに、臨時のいじめ対策会議を開き、情報の共有化を図るとともに、対応の方針を定める。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、児童の心身の状態に応じ、自宅待機や適応指導教室への登校等の緊急避難の対策をとることも考えられる。なお、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に当該児童又は保護者等へ提供する。

<いじめられた児童に対する配慮>

○共感的に対応し、児童の心の安定を図る。

○「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」を伝える。

○自信をもたせる言葉がけをし、自尊感情を高める。

<保護者に対する配慮>

○いじめの状況を確認したその日のうちに家庭訪問等を行い、保護者に事実を伝える。

○保護者の不安な気持ちを共感的に受け止める。

○必ず解決に向けて取り組むとともに、継続して支援することを伝える。

○児童の家庭での変化に注視し、相談するよう伝える。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉等の専門家等と相談し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係を確認後、当該児童の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続

的な助言を行う。いじめた児童への指導にあたっては、また、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達、プライバシーの保護等に配慮し、以下の対応を行う。

<児童に対する配慮>

- いじめた児童の心的背景を考慮し、指導をする。
- 心理的な疎外感を与えないように配慮しながらも、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

<保護者に対する配慮>

- 「いじめは決して許されない行為である」ことを毅然とした姿勢で示し、家庭での指導を依頼する。
- 児童のよりよい変容のために、学校と家庭、双方の関わり方や役割等を確認する。

(5) いじめが起きた集団への指導

被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、いじめの当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめの解消とすることから、学校や学級全体で話し合うなどして、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることと同様であることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正しい行動であることを理解させる。
- 当事者だけの問題に止めず、学級や学校全体の問題としてとらえさせることで、いじめの傍観者としての立場から脱却し、いじめを抑止する立場への転換を促す。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署等に通報し、適切に援助を求めることとする。

(7) 解消までの見守り

いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2点が満たされていることが必要である。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当な期間継続している。
「相当な期間」とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ②被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていない。

5 学校におけるいじめ防止等のための組織の設置

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であることから、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（生徒指導委員会）を置く。この組織の構成は次のとおり。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭とする。また、事案によっては学級担任を含める。さらに、必要に応じて加須市教育センタースクールカウンセラー、スクールソーシ

ャルワーカー及び市長部局の福祉の専門家、教育委員会事務局の指導主事等の協力を得る。

この組織は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となるものである。役割は、より実効的ないじめの問題の解決に資するとともに、いじめの相談、通報の窓口としての対応及び教職員間の共通認識の促進、保護者や地域との連携、いじめに係る指導や支援の体制、対応方針の決定等を行う。

また、実際にいじめと疑われる事案が発生した時の事実確認や、重大事態が発生したときの調査をする組織の母体となる。ただし、加須市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、教育委員会の附属機関による調査を行うものとし、その調査に協力する。

本組織の具体的な活動内容は、次のとおりである。

- 本校のいじめに係る事態の把握
- 取組の実施
- 年間計画の作成、検証、修正
- いじめに関する相談、通報への対応
- いじめの情報の収集、記録、共有
- 対策会議等の開催
- いじめの事案に応じた対応方針の決定と指導、支援体制の整備
- 家庭、地域との連携
- 学校におけるいじめ事案の調査
- いじめの事例研究
- 学校基本方針の評価、見直し

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、次の以下に掲げる事態にある場合をいう。

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる。
 - ・児童が自殺を企図する
 - ・身体に重大な障害を負う
 - ・金品等に重大な被害を負う
 - ・精神性の疾患を発症する 等
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる。
 - ・年間30日以上欠席をする
 - ・一定期間連続して欠席をする

(2) 重大事態の報告及び調査の主体

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告し、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中心に調査を行う。ただし、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」では、重大事態への対処等に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会に調査を委ねる。いずれの場合も、教育

委員会と連携を図りながらこれを実施する。

(3) 調査を行うための組織

いじめの事案が重大事態であると判断したときは、重大事態に係る調査を行うため、速やかに、調査のための組織を設ける。

この調査において、学校が主体となる場合は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を母体とし、必要に応じて心理や福祉の専門家等の外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、調査の公平性、中立性を確保する。

(4) 調査の実施

重大事態が発生した場合、教育委員会の指示を受け、調査を実施する。この調査の目的は、重大事態への対処や同種の事態の再発を防ぐものであり、次の点に留意する。

- 重大事態に至る要因となったいじめが、「いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したのか」等の事実関係を明確にする。
- 因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を調査する。
- 加須市教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果をもとに主体的に再発防止に取り組む。
- 調査に先立ち、調査対象となる児童やその保護者に対し、アンケート等により得られた情報をいじめられた児童の保護者に提供する場合があることを説明しておく。

(5) 調査結果の提供及び児童への説明

重大事態に係る調査を行ったときは、いじめられた児童やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。但し、情報の提供に当たっては、関係者の個人情報の保護に配慮する。

(6) 調査結果の報告

重大事態に係る調査を実施したときは、調査結果について市教育委員会に報告する。

その際、いじめられた児童の保護者が、調査結果に対する所見を市教育委員会へ報告することを希望する場合には、保護者から所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市教育委員会に提出する。